

千葉県下一斉 滞納整理強化期間!!

10月～12月

納め忘れていた税金はありませんか？

私たちが利用する道路・学校・ふれあいプラザなどの「公共施設」、教育・警察・ごみ処理といった「公共サービス」は、皆さんが納めている税金で支えられています。神崎町の普通税は 99%以上の納付がありますが、残念ながら一部の方が滞納している状況です。

資力がありながら納付しない滞納者に対しては、積極的に滞納処分を行い、未納額の解消を図ります。

～滞納処分の流れ～

納税通知書発送

督促・催告

納期限を過ぎると、督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。それでも納付していただけない場合は催告書を送付します。

財産調査

勤務先・取引先への調査、金融機関への預金調査、保険会社への保険加入調査のほか、所有している自動車などの様々な調査を行います。

財産差押

財産調査で発見された滞納者の財産に対して差押えを行います。

換 価

差押えた財産を現金に換えて町税に充当します。自動車などは公売（売却）を実施します。

納期内に支払えない時は
納税相談を行っています

納税者の実情（災害や事業廃止など）に応じて、申請により納税の猶予などが認められる場合があります。詳しくは役場町民課税務係、千葉県香取県税事務所にお問合せください。



差押財産のインターネット公売を実施します

町税の滞納により差し押えた財産の公売を KSI 官公庁オークション・インターネット公売で実施します。

参加手続 KSI官公庁オークションサイト( <https://kankocho.jp/>)へアクセスしてください。

参加申込期間 9月18日(金) 13:00～10月6日(火) 23:00

入札期間

動産 10月13日(火) 13:00～10月15日(木) 23:00

不動産 10月13日(火) 13:00～10月20日(火) 13:00

※不動産を出品予定です。

※売却決定日時までに滞納町税が完納となった場合などは公売を中止することがあります。



●問合せ 町民課税務係 ☎72112 香取県税事務所 ☎541314